

飯豊町G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備業務
公募型プロポーザル実施要領

令和2年12月

飯豊町教育委員会

第1. 趣旨

この要領は、飯豊町（以下、「町」という）が「G I G Aスクール構想」を実現するための、飯豊町G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備業務（以下、「本業務」という）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という）により委託業務に関する企画提案書を公募し、本業務に係る調査設計・施工業務を価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として選定するために必要な事項を定める。

第2. 事業の目的

本業務は、町内小・中学校の普通教室等に校内ネットワークを令和2年度中に整備することで、児童・生徒の情報活用能力の育成と公正に個別最適化された学びの実現を図り、今後、児童・生徒が「1人1台端末」を使用可能な教育環境を実現するため「高速大容量の通信ネットワーク」を整備し、ICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用でき、快適に学べる学習環境を整備することを目的とする。

第3. 業務の概要

1 業務名

飯豊町G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備業務

2 対象施設

No.	学校名	所在地
1	第一小学校	飯豊町大字萩生 677
2	第二小学校	飯豊町大字小白川 3360
3	手ノ子小学校	飯豊町大字手ノ子 1694
4	添川小学校	飯豊町大字添川 2934-1
5	飯豊中学校	飯豊町大字椿 1862

3 業務概要

参加者は、飯豊町G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備業務仕様書に基づいて実施するネットワーク構築に係る下記の業務を行うこと。

①設計業務

対象施設における情報通信ネットワーク構築に係る実施設計業務

- ・ネットワーク構築に必要な現地調査
- ・ネットワーク構築に必要な物理設計、論理設計
- ・ネットワーク構築に必要なネットワーク仕様書の各種提出書類の作成
- ・新設ネットワーク施工図・竣工図作成
- ・施工業務での調達機器等の確認、現場の施工確認、工程管理
- ・調達機器の確認及び施工確認等を行った結果を記録した各種文書の作成

②施工業務

対象施設における情報通信ネットワーク構築に係る施工業務

- ・ネットワーク構築に必要な通信機器、部材等の調達
- ・ネットワーク構築に必要な配線及び電源の確保等の工事
- ・ネットワーク構築に必要な通信機器等の設置

③通信業務

対象施設における設定業務及び通信試験

- ・ネットワーク構築に必要な通信機器等の設定
- ・構築したネットワークの通信試験
- ・構築したネットワーク運用に必要な各種文書の作成

4 履行期間

契約締結日から令和3年3月15日まで

5 提案上限額

30,547,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、技術提案内容の規模を示すためのものである。

6 事務局

飯豊町教育委員会教育総務課 学校教育振興室

〒999-0696 飯豊町大字椿2888

電話：0238-87-0519（直通）

FAX：0238-72-3827

E-mail：i-gakkou@town.iide.yamagata.jp

第4. 参加資格要件

1 参加資格要件

- ①参加者は、単独企業又は共同企業体のどちらでもよいものとするが、単独企業、共同企業体の構成員全てが、次の条件を満たさなければならないこととする。
 - ・飯豊町財務規則（昭和63年規則第3号。以下「規則」という。）第110条の規定による、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ②単独企業は、以下の条件をすべて満たさなければならないこととし、共同企業体は、構成員の内に少なくとも1社以上は以下の条件を満たす者をいなければならないこととする。
 - ・通信ネットワーク整備業務（学校内や施設内の通信ネットワーク設計・施工・保守など）の履行実績があり、過去5年以内に2か所以上の業務履行実績がある者。（また、現在も稼働中であること。）
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）のISO/IEC27001、もしくは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- ③共同企業体の構成員数は任意とするが、本事業の実施に関して各構成員が適切に役割を担うこと。
- ④参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。
- ⑤参加者の構成員は、受託した業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができる。その際は、当該委託にかかる契約を締結する前に町に通知し、承諾を得るものとする。
- ⑥あらかじめ共同企業体の代表企業を定め、その代表企業が、募集への応募手続や随意契約者となった場合の契約事務を含め、町との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る共同企業体内の全ての調整等の責任を負う参加手続を行うこととし、参加申込に関する提出書類の提出時に、共同企業体を構成する構成員の企業名及び携わる業務について明らかにすること。
- ⑦参加者は以下の条件全てを満たす必要があることとする。
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する

者に該当しないこと。

- ・山形県内に本店または支店、若しくは営業所を有すること。
- ・参加申請書提出の時点から契約締結の日までの間に、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ・国税・地方税について未納がないこと。
- ・規則第 117 条の規定に基づく「飯豊町業務委託契約書第 12 条第 1 項第 8 号及び第 10 号に規定する暴力団排除条項に該当しないこと。
- ・過去 5 年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いがないこと。

第 5. 実施スケジュール

公告日	令和 2 年 12 月 1 日(火)
質問の提出期間	令和 2 年 12 月 2 日(水)～12 月 10 日(木)正午まで
現地見学（対象施設のうち参加者が希望した学校）の実施	令和 2 年 12 月 2 日(水)～12 月 10 日(木)正午まで
質問の回答	令和 2 年 12 月 14 日(月)
参加申込書・提案書提出期限	令和 2 年 12 月 18 日(金) 正午まで
プレゼンテーション実施日	令和 2 年 12 月 22 日(火)～12 月 24 日(木) 注：詳細は改めて通知
審査結果の通知	令和 2 年 12 月下旬予定
契約締結	令和 2 年 12 月下旬予定

なお、上記については変更する場合がある。

第 6. 応募手続き等

1 要領等に対する質問及び回答

本プロポーザルの実施について不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

- ①提出期限： 令和 2 年 12 月 10 日（木曜日）正午まで
- ②質問方法： 様式第 1 号により電子メールで送信すること。
なお、メール送信後、事務局まで着信確認の連絡を行うこと。
- ③回答方法： 第 5. 実施スケジュールに記載の期日までに町ホームページで公表する。
ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答しない場合がある。

2 現地確認申込書の提出及び部数

- ①提出期限： 令和2年12月10日（木曜日）正午まで
- ②提出書類： 現地確認申込書（様式第2号） ※現地確認を求める場合に限る
- ③提出部数： 1部
- ④提出方法： 提出は、持参又は郵送によることとする。
- ⑤提出先： 【事務局】飯豊町教育委員会 教育総務課 学校教育振興室

3 プロポーザル参加申込書の提出及び部数

- ①提出期限：令和2年12月18日（金曜日）正午まで
- ②提出書類：
 - ア プロポーザル参加申込書（様式第3号-1又は様式第3号-2）
 - イ 誓約書（様式第4号-1又は様式第4号-2）
 - ウ 共同企業体結成届（様式第5号） ※共同企業体のみ
 - エ 共同企業体協定書（様式第6号） ※共同企業体のみ
 - オ 会社概要書（様式第7号）
 - カ 通信ネットワーク整備事業履行実績調書（様式第8号）
 - キ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の ISO/IEC27001、もしくは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマークの付与認定の登録証及び付属書の写し
- ③提出部数： 1部
- ④提出方法： 提出は、持参又は郵送によることとする。
- ⑤提出先： 【事務局】飯豊町教育委員会 教育総務課 学校教育振興室

4 企画提案書の提出及び部数

- ①提出期限： 令和2年12月18日（金曜日）正午まで
- ②提出書類：
 - ア 企画提案書表紙（様式第9号-1又は第9号-2）
 - イ （1）事業全体のスケジュール（様式第10号）
 - ウ （2）実施体制（様式第11号）
 - エ （3）設計の考え方（様式第12号）
 - オ （4）機器選定（様式第13号）
 - カ （5）施工管理（様式第14号）
 - キ （6）安全管理及び新型コロナウイルス感染症対策（様式第15号）
 - ク （7）通信試験（様式第16号）
 - ケ （8）運用・保守概要（様式第17号）
 - コ （9）その他の提案（様式第18号）
 - サ 校内通信ネットワーク整備業務提案見積書（様式第19号-1、第19号-2）
 - シ 運用保守費用見積書（様式第20号-1、20号-2）
- ③提出部数： 正本1部
副本7部
※書類サイズは、日本工業規格A4とする。（一部A3版使用可）
企画提案書正本1部は、左綴じすること。
※副本7部は、全ての様式から会社名を伏せること。綴じ方は正本と同じとする。
※より良い提案がある場合は、明記すること。
※見積書については、内訳書も記載すること。
- ④提出方法： 提出は、持参又は郵送によることとする。
- ⑤提出先： 【事務局】飯豊町教育委員会 教育総務課 学校教育振興室

5 留意事項

- ①提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。
- ②提出された書類を保存、記録し、公表する一切の権利は町に帰属し、提出書類の返却は行わないものとする。
- ③提案書の提出後、原則として審査が終了するまでの間は、提案書に記載された内容の変更は認めない。
- ④提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負うものとする。
- ⑤提案書の提出は、1企業につき1案とする。
- ⑥提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書は、優先交渉権者の決定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、参加者の提案書については、事業内容の公表時や町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書は、事業の決定結果の公表以外に無断で使用しない。
- ⑦提案書の作成のために町から受領した資料は、町の了解なく公表及び使用してはならない。
- ⑧業務提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属するものとする。

第7. 優先交渉権者の選定

1 審査委員会の設置

町は、本業務における優先交渉権者の選定にあたり、公正性及び透明性を確保するために、「飯豊町G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備業務委託業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という）を設置する。審査委員会は非公開とする。

2 参加資格審査

町は、提出されたプロポーザル参加申込書に基づき参加資格要件を有しているか確認する。確認の結果、資格が認められる場合は、参加資格審査結果通知書により参加者に通知する。また、認められない場合も認められない理由を付して参加資格審査結果通知書を参加者に通知する。

3 提案書・プレゼンテーション

参加要件を有する参加者は、提案書の提出及びプレゼンテーションを実施する。審査委員会は、提出された提案書・プレゼンテーションについて審査評価基準に基づき評価を実施する。

提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い参加者を優先交渉権者として、次に高い参加者を次点候補者として選定する。

プレゼンテーションの開催場所、時間、進行などの詳細については、参加資格要件を有する参加者に事務局より追って通知する。

第8. 優先交渉権者等の決定

町は、審査委員会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、その参加者への結果通知書により通知する。また、優先交渉権者又は次点候補者に決定されなかった参加者に対しても同書面によりその旨を通知する。

参加者が1者の場合、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その参加者を交渉権者として決定する。

なお、審査に関する問い合わせには、一切回答しない。また、審査結果等に対する異議申し立てはできないものとする。

第9. 審査評価基準

参加者により提出された提案書の書類審査及び評価値審査を実施する。評価値審査に当たっては、提案書の内容を踏まえ、プレゼンテーション、参加者への個別ヒアリングなどを総合的に判断し、公正に評価する。

1 書類審査

参加者が提出した書類を確認し、必要事項を満たしているか確認する。提案書に未記入・誤記があれば、追記・修正等を依頼する。

2 評価値審査（算定方法）

優先交渉権者を厳正かつ公正に決定するため、審査委員会が提出された提案書類について、下記「表1 評価項目」及び「表2 評価項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で、以下①及び②のいずれも満たす者を優先交渉権者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより優位を決定する。

① 合計得点が最も高い者

② 合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq (9) \text{ その他の提案を除いた評価項目の合計得点 (125点)} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

(例) 審査会委員7名の場合

525点未満となった提案者は、受託候補者とししない

3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①虚偽の内容が記載されているもの。

②事業について審査会委員に接触した時。

③審査結果に影響を与える工作など、不正な行為が行われたもの。

④参加資格要件を満たさないことが判明した時。

⑤上限提案価格を超える提案をした時。

⑥その他、提案書などの提出に際して不正な行為があったとき、又は要領に定める手続きによらなかったとき。

表1 評価項目

評価項目	評価の観点	配点	様式
(1) 事業全体のスケジュール	本業務の仕様書等を踏まえ、現時点での記述可能なレベルで具体的なスケジュールが明示され、本業務の完了を期待できる内容となっているか。	15	9
(2) 実施体制	構築完了までの体制については、要員の役割を明示したうえで、その考え方や根拠が明示されており、下請負または再委託を予定している場合には、考え方や役割分担が明確になっているか。	15	10
(3) 設計の考え方	本業務の仕様書等を踏まえ、設計方法が具体的に明示されており、安定した授業運営が行えることが期待できる内容となっているか。また、仕様書等に記載がない事項についても、有益な提案があれば記載されているか。	10	11
(4) 機器選定	夜間電力の使用等による充電キャビネットの選定及び運用方法が維持管理費の低減を図る内容となっているか。	10	12
(5) 施工管理	品質管理及び施工精度の向上が十分に図られた内容となっているか。また、工事期間中の学校関係者等への利便性の配慮が具体的に明示されているか。	10	13
(6) 安全管理及び新型コロナウイルス感染症対策	学校関係者等への安全を十分に確保できる内容となっているか。	5	14
(7) 通信試験	本業務で構築するネットワークと既存ネットワークの接続及び動作試験について、関係事業者との調整方法について明確な記載があり、安定した運用が期待できる内容となっているか。	15	15
(8) 保守サポート	本業務で導入した機器及びネットワークについての不具合やトラブルが発生した時の保守体制が期待できる内容となっているか。また、学校現場が活用しやすい内容であるか。	15	16
(9) その他の提案	校内ネットワーク仕様書以外に、1人1台端末が実現したときに、より快適な利用環境（ネットワーク環境）、本町にとって有益な提案や機能等の独自提案が含まれているか。	10	17
(10) 価格※ 導入費用見積額	(提案者の最も低い価格÷当該提案者の価格)×20	20	18
(11) 価格※ 運用保守費用見積額	(提案者の最も低い価格(令和3年度以降5年間の提案額)÷当該提案者の価格(令和3年度以降5年間の提案額))×10	10	19
合計		0～135	

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計する。(切り捨て後で8点である場合：8点×審査委員数)

表2 評価項目の採点基準

評価	採点基準	配点基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

第10. 契約

1 契約手続

町は、決定された優先交渉権者と契約に向けた事務を進める。ただし、3により優先交渉権者の優先交渉権が取り消され契約を締結できない場合は、次点候補者を新たな優先交渉権者とし、契約交渉を行う。

契約金額については、優先交渉権者の提案書の内容を精査し、提案価格見積書により提示された金額について町及び優先交渉権者と協議のうえ、随意契約により決定する。

2 提案書の履行

事業者は、提案書の提案事項のうち、町が採用をみとめたものについては、責任をもって確実に履行すること。（設計業務の完了時に、町がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く）

なお、提案書の提案事項を達成する意思が事業者に認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められた場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

3 優先交渉権の取り消し等

優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由において、優先交渉権者と契約が締結できない場合、町は当該優先交渉権の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

優先交渉権者が、契約の締結が出来ないことが明らかになった場合は、町に対し速やかに文書（任意様式）により、その旨を届け出ること。

第11. その他

1 費用負担について

提出書類等の作成及び提案書・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、参加者の負担とする。

2 参加辞退について

参加を辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。